

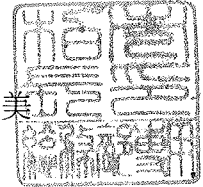
柏総行第270号
令和4年7月8日

柏市行政不服及び情報公開・

個人情報保護審議会

会長 神谷敦宏様

柏市長 太田和美



個人情報保護法改正に伴う柏市個人情報保護法施行条例
の骨子（案）について（諮問）

柏市個人情報保護法施行条例を市議会令和4年第4回定例会に提出するに際し、同条例の骨子（案）に対する意見を聞きたいので、下記のとおり柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3号に規定する諮問をします。

記

1 柏市個人情報保護法施行条例制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）の改正に伴い、本市においても法の適用を受けることになる。このことから、柏市個人情報保護条例を廃止し、開示請求等の手数料等、法の施行に関し必要な事項を定めた条例を新たに制定するもの。

2 骨子（案）の概要

法において許容される範囲で現行の規定を維持し、個人情報保護の水準を保つことを目的として、以下の規定を定める。

- ・保有個人情報開示請求における手数料、不開示情報の範囲及び開示決定等の期限に関すること
- ・柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会への諮問に関すること
- ・個人情報ファイル簿に関すること

3 施行期日

令和5年4月1日

